

令和3年8月19日

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 問合せ先 | 健康福祉局保険年金課福祉医療係<br>電話：504-2158 |
|------|--------------------------------|

## 後期高齢者医療費の一部負担金の減免等

### 1 医療機関の受診について

被災された被保険者の皆様は、保険証なしでも医療機関を受診できます。

その場合、医療機関等の窓口において、氏名、生年月日、住所、連絡先（電話番号等）をお伝えください。

### 2 一部負担金の減免について

#### (1) 支援策の内容

医療費の一部負担金を減免します。

#### (2) 対象者（災害等による減免に関する要件等）

- ① 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ② 申請日時点での市町村民税が非課税または減免されていること。

#### (3) 手続きの方法

申請に必要な書類

- ① 一部負担金減免申請書
- ② 収入状況等申告書
- ③ 被災証明書
- ④ 被保険者証
- ⑤ 市町村民税が課されていない、もしくは市町村民税が減免されていることがわかる書類

代理人により申請される場合は、委任状が必要です。また、運転免許証・被保険者証等により、代理人の本人確認をさせていただきます。詳しくは、区福祉課高齢介護係にお問い合わせください。

※ 減免申請書は、すべての区の福祉課で提出いただけます。

(4) 申請期限

災害が発生した日から起算して1年以内

(5) その他

交付された一部負担金免除証明書を医療機関等の窓口で提示すると、一部負担金の支払いが免除されます。

減免の期間は、申請を受け付けた日から5か月を経過した月の末日までです。

3 一部負担金の徴収猶予について

災害により被った損害により、後期高齢者医療費の一部負担金を支払うことが困難と認められる場合には、申請に基づき、保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる場合があります。詳しくは、区の福祉課高齢介護係にご相談ください。

4 問合せ先

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 中区福祉課高齢介護係   | 5 0 4 - 2 5 7 0 |
| 東区福祉課高齢介護係   | 5 6 8 - 7 7 3 0 |
| 南区福祉課高齢介護係   | 2 5 0 - 4 1 0 7 |
| 西区福祉課高齢介護係   | 2 9 4 - 6 2 1 8 |
| 安佐南区福祉課高齢介護係 | 8 3 1 - 4 9 4 1 |
| 安佐北区福祉課高齢介護係 | 8 1 9 - 0 5 8 5 |
| 安芸区福祉課高齢介護係  | 8 2 1 - 2 8 0 8 |
| 佐伯区福祉課高齢介護係  | 9 4 3 - 9 7 2 9 |